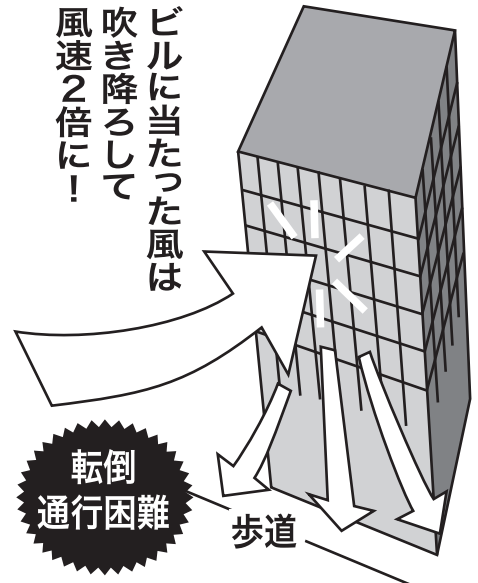


## ビル風による被害続出！ 「ビル風の被害を 解決せよ」

### 住民グループの取り組みが、 裁判所を動かす

「効果のある対策を！」と、  
世田谷区に求めている  
いくつもの住民グループの  
取り組みがあります。  
世田谷区は、ビル風の  
実態調査を始めました。



「二子玉川再開発2期事業はやめよ」と求めている行政訴訟は、東京高裁の控訴審に入っています。(第1審の東京地裁判決は、「原告適格なし」として却下) 控訴人団は、ビル風被害のDVD、地元控訴人の証言を裁判所に提出しました。裁判所は、ビル風のデータを事業者から出させる手はずをとりました。私たちは、裁判所が、ビル風のデータなどの科学的検討結果を反映した審理を行うよう求めています。

## なぜ、ちがうの？

世田谷区は、東急中心の二期事業のビルのわずかなスペースを借りて、図書館機能(パソコンで調べるだけ)と障害者雇用のカフェをつくり、賃料を年間1500万円(月々坪2,5万円相当)払う予定です。

渋谷区では、再開発で建てた渋谷ヒカリエ8階の広々としたスペースに、渋谷区の住民窓口や防災センターがありますが、東急は、賃料を無料にしています。みなさんどう思いますか？

このニュースを見てくださった方、ご意見、提案をお寄せください。

電話FAX 03-3709-5835 飯岡方 玉川2-9-19

## ●「二期事業認可取り消し」控訴審次回法廷

日時:7月12日(金)14時 場所:東京高裁822号法廷 **多くの傍聴を!**

ステッカー希望、  
入会申込み等ある場合には、  
ホームページかFAXで  
問合わせ願います。



1枚100円で配布中です。

発行元:二子玉川の環境を守る会 <http://www.futakotown.net>  
〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-9-19 TEL/FAX:03-3709-5835(飯岡)